

## 岩手県凍結防止剤購入仕様書

### (目的)

第1条 本仕様書は、県南広域振興局土木部が使用する凍結防止剤の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

### (納入計画書)

第2条 凍結防止剤納入者（以下「納入者」という。）は、契約後速やかに広域振興局土木部等の除雪担当職員（以下「担当職員」という。）に運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他の必要と認められる事項を記載した納入計画書を提出し、承諾を得なければならない。

### (納入期限)

第3条 納入者は、担当職員から注文を受けた量について、担当職員が指示した期日までに、指定の場所に納入しなければならない。

### (納入立会)

第4条 納入に当たっては、担当職員又は除排雪業務受注者の立会いの下、納入量及び品質の確認を受けなければならない。

### (納入場所)

第5条 納入場所は、原則として以下に記す場所へ納入するものとするが、担当職員が下記以外の場所を指示した場合は、その指示に従うものとする。

| 納入場所                    | 所在地           | 購入見込数量   |
|-------------------------|---------------|----------|
| 一般国道 343 号<br>凍結防止剤散布装置 | 奥州市水沢黒石町字長根地内 | 約 3,500L |
| 主要地方道水沢米里線<br>凍結防止剤散布装置 | 奥州市江刺米里字古歌葉地内 | 約 3,500L |

### (凍結防止剤の規格)

第6条 凍結防止剤は、別表1の規格に適合したものでなければならない。

- 2 凍結防止剤は、あらかじめ品名、製造元又は生産地、品質規格を添付した材料承諾書（様式1）と材料見本を提出し、事前に担当職員の承諾を得なければならない。なお、凍結防止剤の品質を判定できる資料については、公的試験機関による品質試験成績書とする。この場合において、公的試験機関による品質試験成績書は、担当職員が認めた場合、学術機関や公的機関による成分分析表・含有元素表などで代用することができる。
- 3 納入者は、その品質に疑義が生じ、担当職員から物品の品質規格についての検査を指示された場合は、その指示に従い品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。なお、これに要する費用は契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- 4 凍結防止剤の材料が固結し、担当職員が散布作業に支障があると認めた場合は、納入者へ返品で

きるものとする。

(包装形態及び保管)

第7条 凍結防止剤の包装形態及び保管については、運搬及び貯蔵設備への補給に支障がなく、湿気を通さない材質のもの（ステンレス製、プラスチック製タンク等）とし、事前に担当職員の承諾を得るものとする。

別表1

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 成 分     | 酢酸カリウム（含有率 30～50%）、多価アルコール（含有率 3～10%）、水（含有率 40～65%） |
| 凝 固 点   | －40℃以下（原液による）                                       |
| 比 重     | 1.190 ～ 1.210（20℃）                                  |
| p H     | 8.5 ～ 9.5（20℃）                                      |
| 散布時化学反応 | 有害反応なし                                              |
| 有 害 物 質 | 別表2に該当しない                                           |
| 作 業 性   | 作業に支障がないこと。<br>散布装置で固まらないこと。                        |

別表 2

| 有害物質の種類                      | 許容限度                                             |
|------------------------------|--------------------------------------------------|
| カドミウム及びその化合物                 | カドミウム 0.03mg／リットル                                |
| シアン化合物                       | シアン 1mg／リットル                                     |
| 有機燐化合物                       | 1mg／リットル                                         |
| 鉛及びその化合物                     | 鉛 0.1mg／リットル                                     |
| 六価クロム化合物                     | 六価クロム 0.2mg／リットル                                 |
| 砒素及びその化合物                    | 砒素 0.1mg／リットル                                    |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物          | 水銀 0.005mg／リットル                                  |
| アルキル水銀化合物                    | 検出されないこと                                         |
| PCB（ポリ塩化ビフェルニル）              | 0.003mg／リットル                                     |
| チウラム                         | 0.06mg／リットル                                      |
| シマジン                         | 0.03mg／リットル                                      |
| チオベンカルブ                      | 0.2mg／リットル                                       |
| セレン及びその化合物                   | セレン 0.1mg／リットル                                   |
| ほう素及びその化合物                   | ほう素 10mg／リットル                                    |
| ふっ素及びその化合物                   | ふっ素 8mg／リットル                                     |
| アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計 100mg／リットル |

備考：「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検定した場合、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

【参考製品】 カマグ（カマグ G） （日本工機株式会社）